4.　判定基準等

4.1.　判定基準

4.2.及び4.3.の式により算出される減衰比及び周波数が次の基準に適合すること。なお、周波数が2.0Hzを超える場合は、本技術基準に適合しないものとする。

(1)　周波数が1.5Hz未満の場合、減衰比が0.1以上であること。

(2)　周波数が1.5Hz以上2.0Hz以下の場合、次の基準に適合すること。

$h \geqq 0.2 \times f - 0.2$

h：減衰比

f：周波数（Hz）

4.2.　減衰比の算出

減衰比は、次の式により算出する。この場合において、減衰比は、小数点以下2位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

$h = (h1 + h2) / 2$

$h1 = 1 / 2\pi \times \ln(A1 / A2)$

$h2 = 1 / 2\pi \times \ln(A4 / A5)$

h：減衰比

A1：落下後の増加方向の軸重振幅ピークの第1番目の値

A2：落下後の増加方向の軸重振幅ピークの第2番目の値

A3：落下後の増加方向の軸重振幅ピークの第3番目の値

A4：後軸接地後の減少方向の軸重振幅ピークの第1番目の値

A5：後軸接地後の減少方向の軸重振幅ピークの第2番目の値

4.3.　周波数の算出

周波数は、次の式により算出する。この場合において、周波数は、小数点以下2位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

$f = (f1 + f2) / 2$

$f1 = 1 / (T2 - T1)$

$f2 = 1 / (T5 - T4)$

f：周波数（Hz）

T2－T1：A1～A2の時間（秒）

T5－T4：A4～A5の時間（秒）

附　則

この告示は、平成二十七年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十号

道路運送車両法の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第八十四項の表の第一号イ中「又は第四条の二の規定を適用しないものとされたもの」を「、第四条の二の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第四条の二第一項及び第三項の告示で定めるもの」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第一号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を次のように改正する。

表国営木曽三川公園の項の次に次の項を加える。

国営アルプスあづみの公園	長野県大町市	山の神遺跡説明板

○国土交通省告示第四百六十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　工事の区域

神奈川県小田原市酒匂三丁目六九番一地先から同県同市前川字町屋窪六四九番地先まで、同県中郡二宮町山西字西川岸四五五番地先から同県同町二宮字向原三五番一地先まで、同県中郡大磯町国府新宿字向原二番七地先から同県同町大磯字南下町一三九八番一地先までの海岸に係る海岸保全区域（二宮漁港の区域と重複する区域を除く。）の区域

二　工事の種類

海岸保全施設の新設及び災害復旧

三　工事開始の日

平成二十七年三月三十一日

○国土交通省告示第四百六十三号

仙台空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　仙台空港　宮城県名取市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十三年国土交通省告示第二百八十八号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　二百三十八万六千四十四平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を東京航空局仙台空港事務所において縦覧に供する。